

# 特定非営利活動法人 夢の樹オホーツク 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 夢の樹オホーツクという。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人 夢の樹オホーツクと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道網走市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域における子ども・保護者・障がい者(児)・高齢者など地域住民に対しての生活支援、交流促進などに関する事業を行い、ジェンダーフリー及びユニバーサルデザインの視点から、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女平等参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全教育を図る活動
- (8) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①養護学校、障がい児学級等の児童及び就学前の幼児に対する学童保育事業
  - ②障がい児も健常児も利用できる学童保育事業
  - ③ファミリーサポートセンターを中心とした子育て支援事業
  - ④障がい者(児)、高齢者、保護者等に対する生活支援事業
  - ⑤保健・医療又は福祉の増進を図り、多様化するニーズに対応する人材育成のための研修・講習会等の事業
  - ⑥男女平等参画社会の形成及びジェンダーフリーに基づいた研修・講習会等の事業
  - ⑦地域通貨による助け合い社会推進事業
  - ⑧ジェンダーフリーとユニバーサルデザインに基づいたまち育て推進事業
  - ⑨特定非営利活動法人や市民活動に参加している人々のための、生活支援情報提供事業
  - ⑩障害者総合福祉法に基づく事業
    1. 居宅介護
    2. 重度訪問介護

3. 行動援護
4. 共同生活援助(グループホーム)
5. 共同生活介護(ケアホーム)
6. 生活介護
7. 児童デイサービス
8. 短期入所
9. 就労移行支援
10. 就労継続支援A型
11. 就労継続支援B型
12. 自立訓練(生活訓練)
13. 自立訓練(機能訓練)
14. 相談支援
15. 移動支援
16. 日中一時支援
17. 地域活動支援センター

⑪その他、目的を達するために必要となる諸活動

(2) 収益事業

この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げる、収益事業を行うことができる。

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とする。正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) 会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を推進する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 正会員及び会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事会に提出するものとする。

2 理事会は入会申込書受理後、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金・会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを

返還しない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡する、又は団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を 2 年間滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員及びその他の会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会出席者の 3 分の 2 以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上
- (2) 監事 2 名

(役員を選任等)

第 13 条 理事のうち 3 分の 2 は、総会において選任し、3 分の 1 は、総会の承認を経て、代表理事が委嘱する。監事は総会において選任する。

2 理事の中からその互選により次の役職者を選任する

- (1) 代表理事 若干名
- (2) 専務理事 若干名
- (3) 常務理事 若干名

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事及び監事の職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは理事会であらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 常務理事は代表理事を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の業務を遂行する

4 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会出席者の3分2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員のうち常勤又はそれに準ずると認められる役員は総会の議決により報酬を受け取ることが出来る

- 2 報酬を受ける役員総数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関して必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く

- 2 事務局長は理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第43条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条1項の第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会及び運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも20日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事の1人がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 1 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 2 前項の規定により表決した理事は、理事会の議決事項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算

の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収益事業の会計)

第45条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会で正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、同様な活動を行う、総会において出席した正会員の過半数を持って決した公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法



(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示及び官報に記載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行なう。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

### 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	小瀬敏幸
理事	後藤田生子
理事	輿石直美
理事	篠原真稚子
理事	平賀貴幸
理事	今井友子
理事	岡本光範
理事	鯉谷忠
理事	川村一路
理事	小西栄理
理事	谷村尚祐
理事	橋本きみ
理事	本間美智子
理事	益村真
理事	水谷洋一
理事	宮原康成
監事	橋本憲治
監事	船木耕二

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年5月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、個人・団体共に年に次に掲げる額とする。

①正会員	入会金 5000円	会費 10000円
②会員	入会金 5000円	会費 5000円
③賛助会員		会費 1口2000円

### 附則

1. 2003年4月1日開催の臨時総会で定款変更を行い、その効力は北海道より認証を受けた2003年8月6日より施行する。
2. この定款は、2005年6月15日から施行する。

3. 2006年10月1日、一部改正。
4. この定款は、2007年5月10日から施行する。
5. この定款は、2009年9月8日から施行する。
6. この定款は、2010年10月27日から施行する。
7. この定款は、2011年12月1日から施行する。
8. この定款は、2013年4月1日から施行する。
9. この定款は、2018年6月1日から施行する。